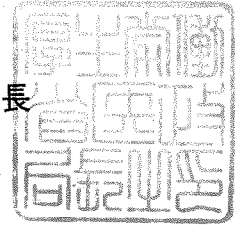


医政発0629第10号

平成24年6月29日

社団法人 全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（通知）

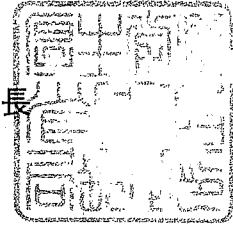
別紙のとおり、各都道府県知事宛て通知を発出いたしましたので、貴職におかれても御了知いただくとともに、会員各位等への周知に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

医政発0629第9号
平成24年6月29日



各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）により、外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止され、外国人登録証明書等が平成24年7月9日以降、廃止される。同時に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正により、外国人住民についても住民票が作成されることとなる。

これに伴い、別紙のとおり出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第97号）により、厚生労働省関係省令を改正し、外国人の各種制度の申請・届出に際し、外国人登録証明書等に代えて、住民票の写し等の書類の添付又は提示を求める等、規定の整備を行った。

医政局が所管する厚生労働省令の改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係者への周知方願いたい。

記

第一 改正の内容

1. 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正

外国人が、事故等分析事業者の登録の申請を行うに当たり、外国人登録証明書の写しに代えて、住民票の写しを添えて申請しなければならないこととする。

2. 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第29号）の一部改正

外国人が、臨床修練の許可の申請に当たり、旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。以下同じ。）その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

3. 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）、柔道整復師法律施行規則（平成2年厚生省令第20号）及び言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）の一部改正

(1) 免許の申請及び免許証の再交付

外国人が、免許の申請及び免許証の再交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写しを、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者（以下「短期在留者」という。）については、旅券その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

(2) 名簿の訂正及び免許証の書換交付申請

外国人が、名簿の訂正及び免許証の書換交付の申請を行うに当たり、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の事由を証する書類を、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添えて申請しなければならないこととする。

4. 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）の一部改正

(1) 免許の申請

外国人が、免許の申請を行うに当たり、外国人登録証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写しを、短期在留者については、旅券その他の身分を証する書類の写しを添えて申請しなければならないこととする。

(2) 名簿の訂正

外国人が、名簿の訂正の申請を行うに当たり、外国人登録証明書に代えて、中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び申請の

事由を証する書類を、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び申請の事由を証する書類を添えて申請しなければならないこととする。

第二 原本証明について

臨床修練の許可申請並びに歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師及び救急救命士の免許の申請等については、申請窓口が厚生労働省又は指定登録機関であり、貴職を経由するものではないが、申請者から保健所等に対して、当該申請に必要な書類として旅券等の写しに原本証明を求められた場合は、適切に対応するようお願いする。

第三 施行日

平成 24 年 7 月 9 日

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百四十四条第二項中「外国人に」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三各号に掲げる者に」に、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

(職業安定法施行規則の一部改正)

第二条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」の写しを「の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。)及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限る。)」とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」に改める。

第二十五条の三第三項第三号中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」を削る。

(栄養士法施行規則の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。」に改め、同条第四項第二号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十三条 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)
 第十三条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改める。

第三条の第三項第一号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。
 第九条第一項第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、又は外国人登録証明書の写し(第十二条第一項において「戸籍の謄本等」という。))」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

第十一条第一項中「戸籍の謄本等」を「第九条第一項第一号に掲げる書類」に改める。
 第十四条第二項第一号及び第二十五号の二第三項第一号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書(写し))」を削る。

第十四条 (雇用保険法施行規則の一部改正)

第十四条 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。
 第七十一条第一項中「住民票の写し」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下この項において「中长期在留者」という。))にあつては、住民票の写し(在留資格(同法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。以下この項において同じ))を記載したものに限り、次項及び次条第一項において同じ)」を、「掲げる事項」の下に「(中长期在留者にあつては、同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに在留資格)を加え、外国人登録証明書の写し、外国人登録証明書の写し、(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改め、同条第二項中「又は国民年金手帳」を「若しくは国民年金手帳又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七條第一項に規定する特別永住者証明書」に、「同項」を「前項」に改める。

様式第二号(第一面、様式第三号(第二面)注意21、様式第四号(第一面、様式第三十五号(第一面)、様式第三十五号(第二面)注意1(2)ホ及び注意7中「国籍」の次に「国籍」を加える。
 第三十六号(第二面)注意1(2)ホ及び注意7中「国籍」の次に「国籍」を加える。

第十五条 (建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第十五条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次のように改正する。
 第九条第二項第七号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書(以下同じ)の写し)」を「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者)にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限り、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り、)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ)」に改める。
 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則及び港湾労働法施行規則の一部改正)

第十六条 (出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十六条 次に掲げる省令の規定中「(外国人にあつては、外国人登録証明書(以下同じ)の写し)」を「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者)にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ))及び在留資格(出入国管理

及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限り、)とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り、)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ)」に改める。
 一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)第一条の二第二項第一号ハ
 二 港湾労働法施行規則(昭和六十三年労働省令第三十五号)第一条第二項第一号ハ
 (外国人医師等が行う臨床研修に係る医師法第七條等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 外国人医師等が行う臨床研修に係る医師法第七條等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
 第四条第二項第一号中「(外国人登録証明書)」を「(写し、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、)に改める。

(歯科衛生士法施行規則の一部改正)
 第十八条 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
 第一条の三第三項第二号中「掲げる事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、以下)を「第六条第二項において「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者)については、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「(中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、)第五条第二項において同じ))及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする)」に改める。
 第五条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「(中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする)」に改める。

第六条第二項中「(日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書)」を削る。
 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。
 第一条の三第三項第二号中「掲げる事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、以下)を「第六条第二項において「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「(出入国管理

及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者)については、旅券その他の身分を証する書類の写し、」に改める。
 第六条第二項において同じ)」に改める。

及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者)については、旅券その他の身分を証する書類の写し、」に改める。
 第六条第二項において同じ)」に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五条第二項中「若しくは」を「又は」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

（柔道整復師法施行規則の一部改正）

第二十条 柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「掲げる事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、以下を「第六条第二項において」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、

第六条第二項において同じ。）に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

（救急救命士法施行規則の一部改正）

第二十一条 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」に改める。

第三条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を「の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し（在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項、第三十五条の三第一項及び第六十七条第一項中「届出に、外国人にあつては、外国人登録証明書の写しを添えて」を「届書を」に改める。

（理容師法施行規則の一部改正）

第二十四条 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、」又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。）に改める。

第三条第二項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七十五条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）に改める。

（美容師法施行規則の一部改正）

第二十五条 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、」又は外国人登録証明書の写し」を「第三条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。）に改める。

5 新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第四百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることとする。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 新旧対照表 (抄)

○ 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行法
<p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)</p> <p>二〇六 (略)</p>

○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 法第三条第一項の規定により臨床修練の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 旅券の写し、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）その他の身分を証する書類の写し</p> <p>二〇九（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第四条 法第三条第一項の規定により臨床修練の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し</p> <p>二〇九（略）</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（免許の申請）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
3
5 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
3
5 (略)

○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本若しくは抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
3
5 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
3
5 (略)

改正案	現行
<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
5 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3
5 (略)

改正案	現行
<p>（免許の申請）</p> <p>第一条の三 免許を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（第三条第二項において「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）</p> <p>二（略）</p> <p>（名簿の訂正）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第一条の三 免許を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書）</p> <p>二（略）</p> <p>（名簿の訂正）</p>

第三条 救急救命士は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については、住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三条 救急救命士は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。以下同じ。）（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)

2 前項の申請をするには、様式第四号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

3・4 (略)